

社会福祉法人聖テレジア会
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人聖テレジア会が開設する鎌倉リハビリテーション病院（以下「事業所」）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、要介護状態・要支援状態と認定された利用者に対し自宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、適正なリハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、要介護者・要支援者の心身の状態や生活状況を踏まえ、自宅で日常生活・活動や参加へ繋がるよう、居宅等において必要なリハビリテーションを行うものとする。
- 2 事業の実施に当たり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人聖テレジア会 鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院
訪問リハビリテーション
- 2 所在地 神奈川県 鎌倉市 腰越 1-2-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員数、職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 医師 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
管理者代行 理学療法士 1名
管理者代行は、管理者の指示のもとに事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 理学療法士 4名（常勤職員）
作業療法士 1名（常勤職員）
言語聴覚士 1名（常勤職員）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師と作成した訪問リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。

2 営業時間

午前8時30分から午後5時00分までとする。

(利用料等)

第6条

1 事業を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める、介護報酬に則り徴収し、健康保険で提供した場合には、診療報酬に則り、別途交通費を定め徴収する。

2 通常の事業の実施地域を越えて事業を提供する場合、別途実費分の交通費を徴収する。なお、健康保険で提供した場合のみ、交通費を次の額と定め徴収する。

- ・鎌倉市・藤沢市 200円
- ・その他 300円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

1 通常の事業の実施地域は、鎌倉市・藤沢市の一部・逗子市の一部の区域とする。

(要望及び苦情等の相談)

第8条

1 要望及び苦情等の相談は、事務担当または管理者代行が速やかに対応する。

また公的機関において苦情申出等ができる事を周知する。

- ・事業所 訪問リハビリテーション管理者代行 : TEL 0467-39-3011
- ・鎌倉市高齢者いきいき課 : TEL 0467-61-3947
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 : TEL 0570-022-110

(利用者の人権の擁護・虐待防止等について)

第9条

1 事業所は利用者の人権擁護・虐待防止の為に、必要な措置を講じる。

- ・虐待防止に関する責任者を配置する

- ・職員に対する虐待防止の啓発・普及する為の研修会（1回/年以上）を実施する
- ・職員が支援にあたって悩みや苦労を相談できる体制を整え、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める

（緊急時等における対応方法）

第9条

- 1 事業を提供中等に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた場合、必要に応じ応急手当を行うとともに、速やかにかかりつけ医、指示医、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡をする。
- 2 前項について、速やかに管理者及びかかりつけ医・指示医に報告をする。
- 3 緊急時の対応方法について、あらかじめ、かかりつけ医、指示医および利用者家族など確認し開始するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第10条

- 1 職員（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士）の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ・職員研修： 年間 4回以上の実施
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は聖テレジア会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

一部改訂 令和6年6月1日

一部改訂 令和6年12月16日